

令和6年（ネ）第822号 金型代金等請求、損害賠償等請控訴事件

一審本訴原告 株式会社佐津川モールド

一審本訴被告 株式会社 UHOLABO

陳 述 書

令和 年 月 日

名古屋高等裁判所民事第4部（二係） 御中

印

第1 はじめに

私は、有限会社金田化成（以下「当社」といいます。）の金田豊です。

私は、株式会社 UHOLABO の中村孝典氏（以下「中村氏」といいます。）が開発したポケドラに関して、株式会社佐津川モールド（以下「佐津川モールド」といいます。）より依頼され、トライを行いました。

私は、ポケドラのトライに関わっていますので、私が知っている限りのことをご説明いたします。

第2 当社でポケドラのトライを行ったこと

1 1回目のトライについて

令和4年3月10日に、ポケドラの1回目のトライを行いました。

その際には、私と、佐津川智規氏、中村氏が立ち会いました。他に、佐津川モールドの従業員も立ち会うといったことはありませんでした。

1回目のトライは、概ね5時間ほどかかりました。

1回目のトライでは、ランナーに樹脂が詰まり、金型内部に樹脂が入らず、形のある成形品を取り出すことができませんでした。

2 2回目のトライについて

令和4年3月17日に、ポケドラの2回目のトライを行いました。

その際には、私と、佐津川智規氏と、中村氏が立ち会いました。他に、佐津川モールドの従業員も立ち会うといったことはありませんでした。

2回目のトライでも、ランナーに樹脂が詰まり、金型内部に樹脂が回らず、3分の1から半分ぐらいの成形品しかできず、ポケドラ部品として形のある成形品は1つも取り出せませんでした。

3 3回目のトライ及び4回目のトライについて

令和4年3月31日にポケドラの3回目のトライを行い、同年4月12日、4回目のトライを行いました。

3回目のトライでは成形品ができましたが、金型から成形品がうまく剥離しないなどの問題が発生したため、私は、「テープを付けてみては？」と提案をしました。

また、取り出した成形品のほぼすべてにガス焼け、割れが出ていました。空気を抜く機構を付けることも提案しました。

4回目のトライではガス焼けや割れは改善されトライ品を取り出すことはできたのですが、反りやヒケ・ウェルドは、目視で確認できるほどでした。

当社では合計4回のトライを行いました。

ポケドラが定規であることはトライ前、中村氏が佐津川智規氏とあいさつに来た時に聞いていました。4回目のトライで取り出された成形品では反りやヒケなどがあり、金型の改造や調整、トライを複数回行う必要があると経験上思いました。

4回目のトライ終了時点では、生産性のある製品が取り出せる金型ではありませんでした。

それ以降、ポケドラがどうなったか、当時、佐津川智規氏から知らされておられませんでしたので、気になっていました。

第3 金型の持ち込みについて

持ち込みの金型を成形機に取り付けるのにトラックから積み下ろすための時間は、合計で約30分です。

持ち込みの金型のトラックからの荷下ろし、持ち込みの金型を成型機に取り付ける作業から金型の調整（流量や保圧など）を行う時間、トライ後にトラックへの荷積みも、当社から佐津川モールドに対して交付した納品書記載の1時間当たり7500円に含まれています。

第4 まとめ

T1とT2のトライでは形のある成形品が取り出せていません。T1とT2のトライに佐津川智規氏も立ち会っており、樹脂の詰まりが発生したこと、金型に詰まった樹脂を取り除くのに苦戦したこと、形のある成形品が2回連続で1セットも取り出せなかったことは覚えているはずです。T3のトライで形のある成形品が取り出せましたが、ガス焼けや割れがあり、反りやひけもひどかったことは覚えています。T4のトライでは成形品のガス焼けや割れは解消されましたが、反りやヒケ、ウェルドがありました。

今回、訴訟に提出されているトライ品写真説明ではT1とT2に形のある成形品が写っていますが、写真を見る限りどちらもT3の成形品であると思われます。

以上